

# 先着順による市有地売払募集要項 (諏訪町地内ほか)



タテモン行事ユネスコ無形文化遺産

魚津市 イメージキャラクター 「ミラたん」

魚津市総務部財政課

TEL : 0765-23-1088 FAX : 0765-23-1051

E-mail : [zaisei@city.uzu.lg.jp](mailto:zaisei@city.uzu.lg.jp)

## 目次

先着順による市有地売払いの概要	1
物件調書	3
1 申込者の資格	4
2 申込方法等	5
3 買主の決定	6
4 売買契約の締結及び売買代金の支払い	6
5 所有権移転登記	6
6 契約上の主な特約	7
7 その他注意事項	7
各種様式等	
市有地売払申込書（様式1）	8
誓約書（様式2）	9
役員一覧表（様式3）	10
委任状（様式4）	11
市有財産（土地）売買契約書（案）	12
別紙図面（地積測量図ほか）	別添

## 先着順による売払いの概要

一般競争入札において落札者がなかった下記の物件について、次のとおり先着順にて売却します。  
なお、売却物件は予告なく取下げることがあります。

### 【土地売払いの趣旨】

魚津市が所有する土地を売り払い、主に戸建住宅地分譲地を整備することで周辺の良い住環境を維持し、定住の促進を図るものです。なお、当該用途以外の活用を行う場合は、申込みの際に魚津市との協議が必要となるほか、買受人において使用用途の変更を行うようお願いいたします。

### 【売払い物件】

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)	予定価格 (円) (最低売却価格)
1	富山県魚津市 諏訪町 418 番 17 火の宮町 1702 番 2	宅地 宅地	1833.13	14,900 円/㎡ ただし、購入面積は左記地積の 1/2 以上とすること。
			7.02 (合計) 1840.15 ㎡	

- ・本物件は、現状有姿（あるがままの姿）で引き渡します。
- ・物件の詳細については、3ページの「物件調書」を参照してください。
- ・本物件は魚津市との協議により敷地を分割して購入することができます。**(地積の1/2以上)**  
ただし、**分割購入に伴い発生する分筆費用については、買受人が負担してください。**
- ・申込を受理された方が、同日に複数人いた場合は同着とし、希望する面積が大きい方を優先的に受理します。希望する面積が同じである場合は、抽選により決定します。

### 【現況写真】

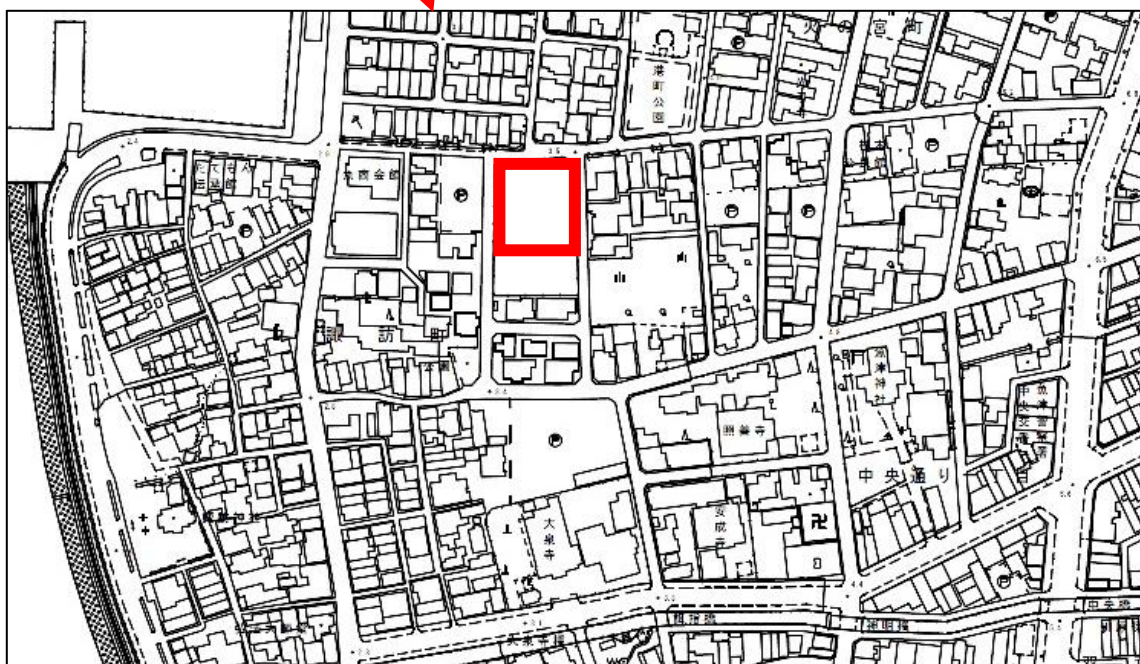


※土地の状況については、申込者の責任において現地確認等を行ってください。

【位置図】



出典：google map



物 件 調 書

物件番号	1
------	---

所在地	富山県魚津市 諏訪町418番17、火の宮町1702番2				
現況地目 及び面積等	宅地	1840.15㎡		工作物	一式
	土地の状況	更地		立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	諏訪町418番17	火の宮1702番2		
	地目	宅地	宅地		
	面積	1833.13㎡	7.02㎡		
令等による制限	区域区分	非線引	用途地域	第一種住居地域	
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	防火指定	準防火地域	高度制限	—	
	その他	開発許可：平成10年5月13日 富山県指令魚土5001号 使用用途 戸建住宅地（買受人において変更可）			
道路状況	北側	舗装市道 幅員：5.2m～9.0m （市道：火の宮町5号線）			
	東側	舗装市道 幅員：6.2m （市道：火の宮町10号線）			
	西側	舗装市道 幅員：6.0m （市道：諏訪町22号線）			
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容		
	道路後退	無	負担の内容		
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況	購入者負担の有無
	電気	接面道路配線 有			
	上水道	接面道路配管 有		北側、東側、西側共に75φ	有
	公共下水道	接面道路配管 有		東側に200φ、西側に150φ	無
	都市ガス	接面道路配管 無			
公共施設	市役所等	魚津市役所	約1800m	市立図書館	約1000m
	小中学校	市立よつば小学校	約1600m	市立西部中学校	約1000m
交通機関	鉄道 バス	あいの風とやま鉄道 魚津駅		約1700m	
		富山地方鉄道 電鉄魚津駅		約1000m	
		魚津市民バス 魚津港前停留所		約100m	
参考事項	<p>◆本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。</p> <p>◆開発・建築にあたっては、都市計画法、建築基準法及び条例などの法令により規制を受ける場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。</p> <p>◆本物件は、民間事業所跡地を市が購入し、平成11年に公共事業用代替地として宅地造成したものです。敷地に関する測量：平成11年3月11日付 地積測量図有</p> <p>◆敷地内に携帯電話基地局（指向性アンテナ 地上14.8m、地下3.0m）がありますが、必要に応じ、市より設置者に撤去を要請します。</p> <p>◆敷地周囲に境界フェンス及び同左基礎、外周部分幅約30cmアスファルト舗装、出入口車止がありますが、現状有姿での引渡しとなります。</p> <p>◆上下水道、電気、ガス、通信の設置等については、各施設管理者と協議し、買受人の責任と費用負担で行ってください。ただし、本物件では下水道受益者負担金は要しません。</p> <p>◆本件土地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。</p> <p>◆本件土地は、土壤汚染調査は実施していません。買受人により調査が必要と判断した場合、買受人の費用負担で調査及び対応を行ってください。</p> <p>◆地下埋設物の調査については、敷地内3箇所にて深度約2mの埋設状況を確認し、廃棄物等がないことを確認しておりますが、売買契約締結後の事業整備において地下埋設物等が発生した場合、その撤去に生ずる費用は買受人の負担とします。</p>				

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。



## 1 申込者の資格

個人・法人を問わず申し込いただけます。また、2者以上の共有名義（※）で申し込することもできます。

※1 所有権を登記する際に共有とする場合は、必ず共有名義で申し込んでください。

※2 申請書の申込人欄に記載の方が代表して契約保証金及び売買代金の納付を行ってください。

単体の事業者の申込に当たっては、次の（1）から（5）まですべてを満たすことを要件とします。

なお、申込人が物件の購入者となります。落札後の売買契約及び所有権移転登記は、申込書に記載された名義で行います。

（1）日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録をしている法人

（2）宅地建物取引業法第3条に規定する免許を有する者

（3）本実施要項を承諾し、遵守できる者

（4）指定期日までに売買代金の納付が可能である者

（5）次の各号に掲げる事項に該当しないこと

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 他の申込者の共有名義者として重複している者

ウ 以下の申立てがなされている者

①破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に規定する破産手続開始の申立て

②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

③民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続きの申立て（同法第174条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

④その他、上記に類する申立て

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から4号まで及び6号に規定する暴力団及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う者

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う者

カ 国税、富山県税、魚津市税を滞納している者

なお、申込者の資格要件は、関係機関などへ照会し確認する場合があります。

## 2 申込方法等

### (1) 申込受付

【受付時間】 平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時

【受付場所】 〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市役所 財政課 管財・契約検査係 (市役所2階)

【申請方法】 下記事項に従い、来庁日時を電話予約の上、申込書類を持参すること  
郵便、信書便、FAX、電子メール等による申請は受け付けない

### (2) 申込に必要な書類

#### ①市有地売払申込書(様式1)

- ・必要事項を記入・押印(印鑑登録の印)し、必要書類を添えて提出してください。
- ・落札した場合に売買契約当事者となる方の氏名(共有名義の場合は共有者全員の  
名前及び持分割合を明示してください。)で申し込んでください。

#### ②誓約書(様式2)

#### ③添付書類

個人の場合 各1通	・住民票 ・印鑑登録証明書 ・市(区町村)税の納税証明書(未納税額がないことの証明)
法人の場合 各1通	・履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本) ・役員一覧表(様式3) ・印鑑登録証明書 ・市(区町村)税の納税証明書(未納税額がないことの証明)

※ 各証明書は発行後3ヶ月以内のものとしします。

※ 市(区町村)税の納税証明書は、住所地(法人の場合は、本社所在地)の市(区町村)発行のもの。ただし、課税の該当者のみで結構です。

※ 共有名義で申込む場合は、共有者全員の上記③必要書類が必要となります。

※ 提出された書類の返還には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

### 3 買主の決定

- (1) 申込に必要な書類を先に提出し、受理された方を買主として決定します。
- (2) 申込を受理された方が、同日に複数人いた場合は同着とし、希望する面積が大きい方を優先的に受理します。希望する面積が同じである場合は、抽選により決定します。

### 4 売買契約の締結及び売買代金の支払い

- 本市との契約は、買主決定の日から15日以内（土日祝日は含まない。）に契約を締結していただきます。
- 契約締結時に売買代金の100分の10以上の額の契約保証金が必要となります。
- 売買代金と契約保証金との差額は、契約締結日から60日以内に納付していただきます。

#### 契約締結及び売買代金支払いにあたっての注意事項

- 1) 契約は、本書に添付の市有財産（土地）売買契約書により締結します。
- 2) 売買契約は、必ず落札者名義で締結してください。  
共有名義で参加した場合は、必ず共有者全員（各持分）の名義とします。
- 3) 売買代金は、市が発行する納入通知書により納付していただきます。  
(注)
  - イ. 売買代金の分割納付はできません。
  - ロ. 売買契約締結日の翌日を起算日として60日目、土・日曜日及び祝日で、金融機関の休業日となる場合には、直前の営業日が支払期限となります。
  - ハ. 契約締結後、売買代金の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除します。この場合、契約保証金は市に帰属します。
  - ニ. 契約保証金には利子は付しません。
  - ホ. 契約保証金、売買代金とも市が発行する納付書により、魚津市指定金融機関又は魚津市収納代理金融機関へお支払いください。
- 4) 市有財産（土地）売買契約書（魚津市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- 5) 買主が、当該物件を契約上の条件に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。

### 5 所有権移転登記

- (1) 所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- (2) 所有権移転登記の手続は、売買代金が完納された後に市が行うものとし、所有権移転に要する一切の費用（登録免許税等）は落札者の負担とします。
- (3) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義（各持分）で所有権の移転登記を行います。
- (4) 買主は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。



## 6 契約上の主な特約

市有財産（土地）売買契約書において次の条件を設けますのでご注意ください。

この特約に違反した場合には、市は買主に対し、違約金として売買代金の3割に相当する金額を請求するとともに、この契約を解除します。

この場合、買主は上記の違約金を支払うとともに、直ちに売買物件を契約時の状態に復して返還しなければなりません。

### 用途の制限

土地利用にあたっては、次の用途は除外する。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途での使用
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の用途での使用
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の用途での使用

## 7 その他注意事項

- (1) 物件の引渡しは現況のままで行います。必ず事前に現地の確認をしてください。
- (2) 建物の建築にあたっては、都市計画法・建築基準法及び富山県条例、魚津市条例等により、指導等がなされる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (3) 買主は、売買契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。
- (4) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は買主の負担とします。
- (5) 買主が、売買契約締結に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (6) 物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守しなければなりません。
- (7) 魚津市は、物件の利用状況について、随時、実地調査を行う場合があります。実地調査の際は、買主は協力していただくこととなります。
- (8) この要項に定めのない事項については、魚津市契約規則（平成29年3月23日魚津市規則第4号）その他関係法令等の定めるところによるほか、市と買主とが協議して定めるものとします。

TEL 0765-23-1088（直通） FAX 0765-23-1051

E-mail [zaisei@city.uozu.lg.jp](mailto:zaisei@city.uozu.lg.jp)

魚津市ホームページ <https://www.city.uozu.toyama.jp/top.aspx>

(様式1)

## 市有地売払申込書

令和 年 月 日

魚津市長 あて

<申込人>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

〔法人名及び代表者名〕 \_\_\_\_\_

印

電 話 \_\_\_\_\_

Ⓐ

※以下共有者がある場合

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

〔法人名及び代表者名〕 \_\_\_\_\_

印

電 話 \_\_\_\_\_

Ⓑ

以下物件に係る市有地売払を申し込みます。

所在地 :

面積 :

<注意事項>

- 1 個人名義・法人名義ともに、印鑑登録のある印（法人名義の場合は代表者印）を使用してください。
- 2 共有名義で申し込まれる場合、Ⓐ欄には共有名義者を代表して事務対応を行う方の所定事項の記入・押印を、Ⓑ欄にはそれ以外の方の所定事項の記入・押印をしてください。

(様式2)

# 誓 約 書

令和 年 月 日

魚津市長 あて

住 所

氏 名

印

〔法人名及び代表者名〕  
〔印鑑登録印（実印）を使用してください。〕

私は、魚津市が実施する市有地売払募集に参加するにあたり、以下の事項に相違ない旨、確約の上、先着順による市有地売払募集要項及び貴市における契約などに係る諸規程を厳守します。

万一、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申し立てないことを誓約いたします。

1 私は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 当該申込に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者若しくはその関係者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条による観察処分を受ける団体及びその構成員若しくはその関係者

2 私は、参加資格確認のため、本誓約書、申込書等が関係機関に照会される場合があることに同意します。

3 私は、当該市有地を購入したときは、これを上記（2）及び（3）に該当する者に譲渡又は貸与することはありません。

(様式3)

法人用

# 役員一覧表

令和3年 月 日

魚津市長 あて

参加申込書の添付書類として、下記を提出します。

記

(フリガナ) 氏名	役職名	住所	生年月日

※「役員」とは、株式会社にあつては取締役・執行役・会計参与・監査役、合名会社、合資会社、合同会社にあつては業務を執行する社員、社団、財団にあつては理事・監事等をいいます。

※「役員」全員について記載してください。(1枚に記載しきれないときは本様式をコピーのうえ別途記載してください。)

※共有者がある場合、共有する法人の役員についても別葉にして記載してください。

(様式4)

# 委 任 状

令和 年 月 日

魚津市長 あて

<申込人(委任者)>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名

〔法人名及び代表者名〕 \_\_\_\_\_ 印

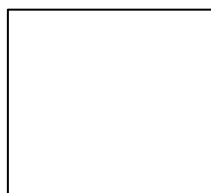
※個人名義・法人名義いずれも、印鑑登録のある印(法人名義の場合は代表者印)を使用してください。  
※委任者が法人代表者であって社内代理人に委任する場合も、委任状が必要です。

私は、次の者をもって代理人と定め、市有地売払申込に関する一切の権限を委任します。

代理人住所 \_\_\_\_\_

代理人氏名 \_\_\_\_\_

代理人使用印



## 市有財産（土地）売買契約書（案）

魚津市（以下「甲」という。）と□□□□□□□（以下「乙」という。）との間において、次の条項により市有財産（土地）売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在	地目	地積（公簿）（㎡）
魚津市諏訪町418番17	宅地	1833.13
魚津市火の宮町1702番2	宅地	7.02
	計	1840.15

（売買代金）

第3条 売買代金は、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 この場合において、契約保証金は、第5条第2項に規定する遅延利息及び第10条に規定する違約金の予定又はその一部と解釈しない。また、契約保証金には、利息は付さないものとする。

3 甲は、乙が第5条第1項に規定する売買代金の納付義務を履行したときは、第1項に規定する契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 甲は、乙が第5条第1項に規定する売買代金の納付義務を履行しないときは、第1項に規定する契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（売買代金納付期限等）

第5条 乙は、売買代金のうち契約保証金を除いた金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結後60日以内に、甲に支払わなければならない。

2 乙が前項に規定する納付期限までに売買代金を支払わないときは、甲は、納付期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した金額を遅延利息として徴収することができるものとする。

（所有権の移転及び登記）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき、甲から乙に移転するものとする。

2 所有権の移転登記は、乙が売買代金完納後、甲において囑託により行うものとする。ただし、この登記に要する費用は乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第7条 売買物件は、前条の規定により所有権移転登記完了後、乙に引渡しがあったものとする。

（危険負担）

第8条 本契約締結のときから売買物件の引渡しのときまでにおいて、売買物件が甲の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第9条 乙は、この契約締結後、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契



約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(用途の制限等)

第10条 乙は、次に定める用途の制限を遵守するとともに、売買物件又は売買物件に設置した建物等の物件を第三者に譲渡し、又は貸し付ける場合には、用途の制限を承継させなければならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する施設の用に供してはならない。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の用に供してはならない。

2 乙は、売買物件にかかる先着順による市有地売払募集要項に記載された各条件を遵守しなければならない。

(違約金)

第11条 乙は、本契約に定める義務に違反したときは、違約金として売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責に帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りではない。

2 前項の違約金は、第18条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(使用禁止)

第12条 乙は、売買代金を完納するまでは、売買物件を使用することができない。

(実地調査)

第13条 甲は、第10条に定める用途制限の履行状況を確認するため、臨時に実地調査することができる。

2 乙は、正当な理由なく実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(催告による解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務（以下この条及び次条において「債務」という。）を履行しない場合は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 参加資格を偽る等、不正な行為によりこの契約を締結したとき。

(2) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 取締役等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（乙が支店若しくは事業所である場合にはその代表者を含む。）をいう。以下、この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (9) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
- (10) 取締役等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (11) 取締役等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (12) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。
- (返還金等)

第16条 甲は、前2条に定める解除権を行使したときは、乙が前条に規定する義務を完全に履行した後、納入した売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

3 甲は、解除権を行使したとき、乙が負担した契約に要する費用は返還しない。

4 甲は、解除権を行使したとき、乙が支払った違約金、売買物件に支出した経費及び有益費その他一切の費用を返還しない。

(原状回復の義務)

第17条 乙は、甲が第14条又は第15条の定めにより解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が、売買物件を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により、滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより、売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに売買物件の所有権の抹消登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 乙は、本契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第16条第1項の定めるところにより、売買代金を返還する場合において、乙が、第11条に定める違約金を甲に支払う場合及び前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、その全部又は一部と返還金とを相殺するものとする。

(契約の費用)

第20条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(公租公課の負担)

第21条 売買物件に対して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(相隣関係等)

第22条 乙は、売買物件引渡し以後においては、十分な注意をもって当該地を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(権利の譲渡)

第23条 乙は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(契約に要する費用)

第24条 この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売出人 甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号  
魚津市長 村椿 晃 ⑩

買受人 乙

乙の共有持分割合

買受人	持分割合
	分の
	分の